

# 令和7年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

令和7年(2025年)4月

生活指導部

## 1 目 標

心身の調和のとれた児童の育成を目指し、協力し合い豊かな学校生活をおくることができる。

## 2 目指す児童像

- (1) 基本的生活習慣を身に付けた子。
- (2) 相手の気持ちや立場を理解し、思いやりの言動がとれる子。
- (3) 物を大切に扱うことができる子。
- (4) みんなと協力し、学校生活の諸活動に取り組める子。
- (5) 命の大切さを理解し、安全に生活できる子。

## 3 内 容

- (1) 全教育活動の中で、生活指導目標の徹底を目指して、全職員が全校児童の生活指導にあたる。
- (2) 毎月、生活指導部会を開いて、生活指導に関わる計画・立案を行い、職員会議で協議し、共通理解のもとに指導の徹底を図る。
- (3) 学年の連絡を密にし、学校生活における基本的行動様式を身に付けさせる。
- (4) 週に一回、生活指導について話し合いの時間を設定し、生活指導目標の取り組みや反省、正確な情報収集などを行い、あわせて教師間の共通理解、指導の向上を図る時間とする。  
また、月に一度、朝の指導の中に各クラスで安全指導の時間を位置付けて、児童の指導に当たる。
- (5) 子供たちの実態を具体的にとらえ、個々に即した適切な指導をする。
- (6) 年に2回、生活指導全体会を設け、児童理解の向上を図る。
- (7) 保護者会等で、生活指導上の話題をとりあげ、実態把握と問題行動防止に努める。
- (8) 体罰や不適切な行為をなくすために、体罰の定義を常に認識し、“体罰根絶に向けた総合的な対策”のガイドラインを体罰防止の研修や毎学期の生活指導全体会等でも、確認していく。

## 4 生活指導部会

毎月、定例部会を開き、生活目標を達成するための具体策や、各月の反省を行う。  
必要に応じて部会を開く。

## 5 月目標など、朝会での指導・・・月別の「生活指導年間計画」を活用する。

- (1) 職員会議で全職員に知らせるとともに、各学級での指導の徹底を図る。
- (2) 第一月曜日の朝会で担当者(全職員)が目標を発表し、指導の徹底を図る。
- (3) 学級や廊下などに、月目標を掲示する。(図書委員会)

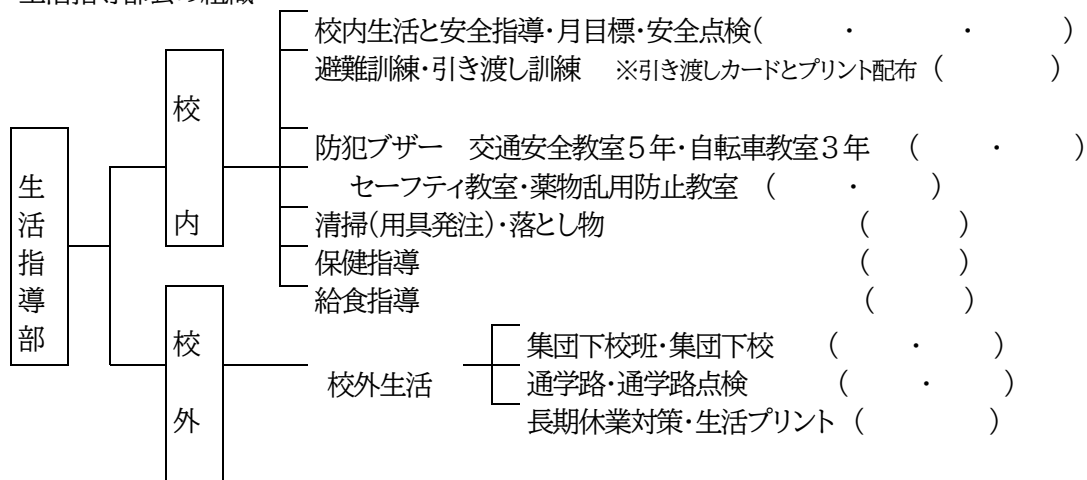
## 6 生活指導全体会

- (1) 第一回 4月15日(火)  
指導上配慮を要する児童について、交流し共通理解しあう。

## 7 安全指導

- (1)交通安全をはじめ、日常生活における安全確認について注意を喚起する。
- (2)火災、地震、その他(風水害)非常災害発生時における児童の安全確保のため、月一回の避難訓練を行う。また、年に一度、引き取り訓練を行う。
- (3)集団下校第1回の日に通学路の安全を確認する。 6月16日(月)
- (4)地域巡り・点検を行う。4月21日(月)～ 5月2日(金)に適宜行う。
- (5)緊急時に備えて、予定された日に集団下校(年間2回)を行う。※4月は、名簿確認のみ

## 8 生活指導部会の組織



## 9 生活目標・月目標 年間重点目標・・・気持ちのよい 受け答えをしよう

| 月    | 目 標                       | 担 当 者 |
|------|---------------------------|-------|
| 4 月  | 学校生活のきまりを守ろう。             |       |
| 5 月  | 友達となかよくしよう。(ことばづかい、あいさつ)  |       |
| 6 月  | 雨の日の過ごし方を工夫しよう。           |       |
| 7 月  | 安全な生活をしよう。<br>(夏休みの事前指導)  |       |
| 9 月  | きまりを守って生活をしよう。            |       |
| 10 月 | 協力して仕事をしよう。(ことばづかい、あいさつ)  |       |
| 11 月 | 落ち着いて学習しよう。               |       |
| 12 月 | 物を大切にしよう。<br>(冬休みの事前指導)   |       |
| 1 月  | 礼儀正しくしよう。(ことばづかい、あいさつ)    |       |
| 2 月  | 寒さにまけず、元気にすごそう。           |       |
| 3 月  | 学校をきれいにしよう。<br>(春休みの事前指導) |       |

## 10 体罰や不適切な行為をなくすための取組として

### ①暴力否定の指導の徹底

- ・学校経営方針や人権教育の目標に基づき、体罰否定の意識を全教員に徹底する。
- ・学習指導・生活指導に関わる指導力の向上を図る。
- ・児童との触れ合いを通した信頼関係を築く。

### ②事例に学ぶ研修会の実施

- ・事例研究、特別支援教育等の研修会を実施する。
- ・「人権教育プログラム」や「体罰根絶に向けた総合的な対策」等の活用を通して、体罰根絶を全教員が日常的に意識し合えるようにする。

### ③組織的な指導体制作り

- ・毎週のいじめ対策の時間や毎学期の生活指導全体会等で、指導の在り方について情報交換・協議等を行う時間を常設する。
- ・互いに授業を見学したり、異学年交流活動を進めたりする中で、児童理解の深化を図る。

### ④家庭・地域との連携強化

- ・学校の基本方針「暴力の否定」を明確に発信する。  
～ 暴力・暴言は「しない・させない・許さない」～
- ・状況に応じて適切に児童の実態を伝え、家庭や地域と連携して指導する。

## ※体罰や不適切な行為をなくすための留意点として

- ・体罰は違法であるということを再認識する。
- ・人権を大切にすることについて、常に認識する。
- ・教師の専門性、指導技術を高めるように日々研修に取り組む。
- ・怒りをコントロールし、冷静に工夫した指導をする。
- ・体罰防止セルフチェックシートを毎月行うことで、自らの指導の在り方を振り返る。

## 11 いじめ撲滅の取組 ～いじめをしない・させない・許さない～

### ① いじめ対策の時間を設定し、教職員全員で児童の様子を把握する機会をもつ。

#### 〈いじめ対策の時間〉

- ・毎週火曜日 14:45～15:30
- ・14:45～15:05 学校いじめ対策委員会(毎週開催) ※ 学年からの腫の様の報告を記
- ・15:05～15:30 いじめ研修会(適時)
- いじめアンケート等報告書の集計・作成(適時)
- 特別支援校内委員会(月1回開催)

### ② 鹿島小「学校いじめ基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応等を行う。

### ③ 学校いじめ対策委員会が中心となり、「いじめゼロ」に向けた取組を行う。

### ④ 年間計画に基づき、いじめに関する取組を確実に行う。「いじめ総合対策」を活用する。「子供見守りシート」を活用する。

# いじめに関わる聞き取り・対応について

鹿島小学校 生活指導部

記入者 ( ) 記入日( 年 月 日 曜日)

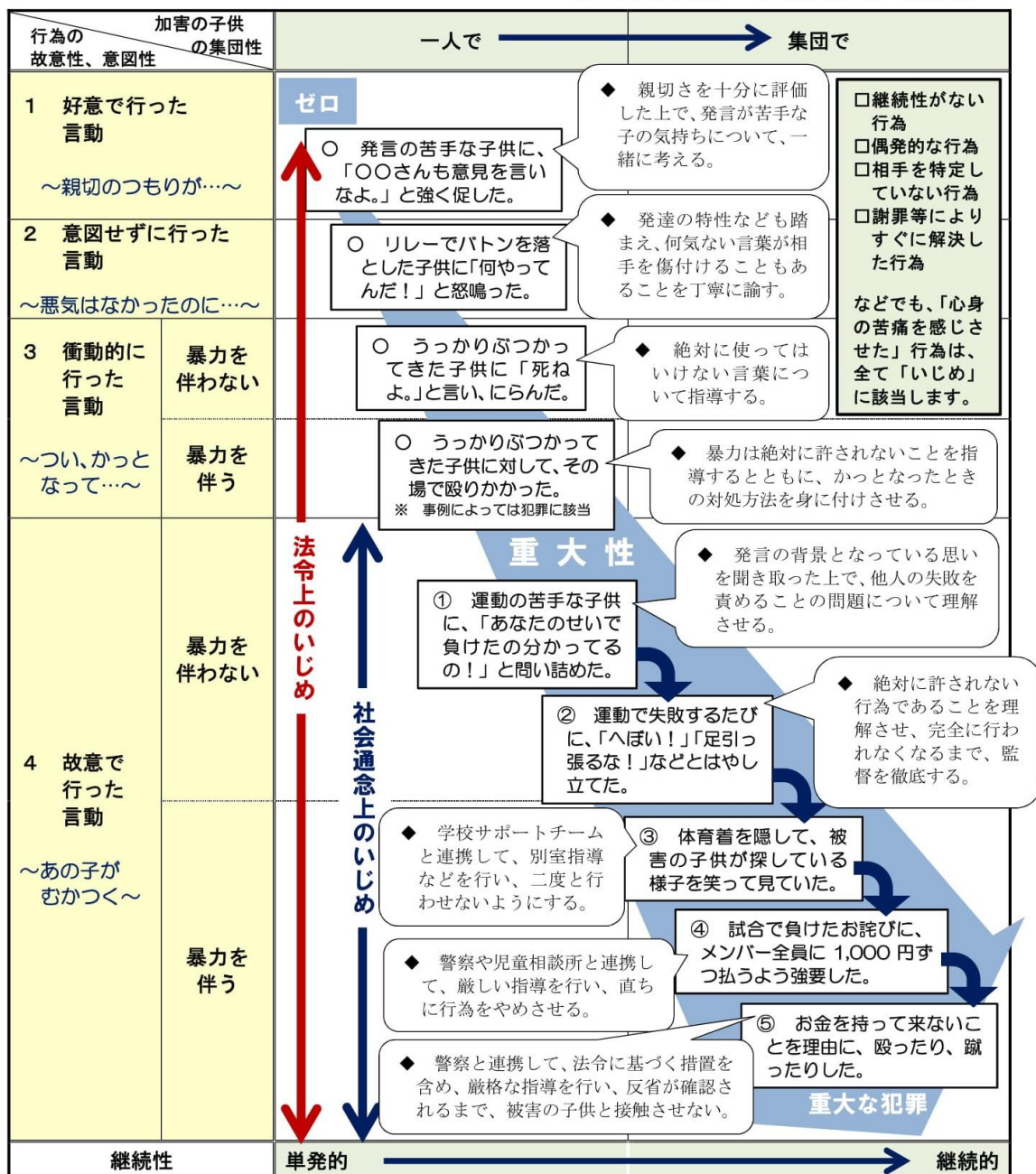
|                                                 |                                                       |                |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|
| ① 聞き取り日時                                        | 年 月 日 ( 曜日)                                           |                |
| ② 聞き取りに係わる氏名                                    | 教員名【                      】(担当                      ) |                |
|                                                 | 児童名【 年 組                      】                       |                |
|                                                 | 保護者【                      】(父・母・その他)                  |                |
| ③ 発生日時                                          | 年 月 日 ( 曜日)                                           | ④ いじめの種類(裏面参考) |
| ⑤ 聞き取り内容(日時や経緯・内容・原因・当事者の状況等を簡単に記載)             |                                                       |                |
| ⑥ 聞き取り時の対応(被害児童・加害児童・保護者・他の児童への対応・連絡・指導等を簡単に記載) |                                                       |                |
| ⑥ 事後の対応(事後指導・被害児童・加害児童・保護者の状況・再発防止策 等)          |                                                       |                |
| ⑦ その後について(特記すべきことがあれば)                          |                                                       |                |

## ● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例） ～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為    ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。

※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。    ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

# がっこうせいかつ 学校生活のきまり

## 1 登校時刻(8:10~8:15)

下校時刻・月・木・金曜日(最終 3:45)

・火曜日(最終 2:45 ※委員会活動時 最終 3:15)

・水曜日(最終 2:20 ※クラブ活動時 最終 3:30)

## 2 通学路を通る。

## 3 禁止されている場所では、遊ばない。

## 4 廊下・階段は右側を歩く。

## 5 チャイムの合図を守る。

## 6 教室移動のときは、並んで静かに歩く。

## 7 体育・外遊び・トイレの後や、給食の前には、手洗い(うがい)をする。

## 8 放送は、いつでもどこでも静かに聞く。

## 9 勉強に使用するもの以外は、学校に持ってこない。

## 10 さようならをしたら、校舎内には残らない。

## 11 学校から帰ったら

\* どこかへ出かけるときは、だれとどこへ行き、何時に帰るか、はっきり言う。

\* 子どもだけで、危険なところへ行ったり、危険な遊びをしたりしない。

\* 放課後、自転車で学校にこない。お菓子など食べ物は、持ってこない。